

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成26年4月2日提出 |
| 【発行者名】 | 岡三アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 吉野 俊之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 田中 利幸 |
| 【電話番号】 | 03-3516-1432 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 日経 2 2 5 インデックス・オープン |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 継続募集額(平成25年10月6日から平成26年10月5日まで) 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成25年10月 4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、またその他の情報について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

（ 略 ）

<訂正後>

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

（ 略 ）

(6)【申込単位】

<訂正前>

ファンドの取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。

ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

「分配金受取りコース」

1万口以上1万口単位 又は1万円以上1円単位

「分配金再投資コース」

1万円以上1円単位

ただし、「定時定額購入サービス」をご利用の場合は、1万円以上1千円単位

販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4)【発行(売出)価格】に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

<訂正後>

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

(9) 【払込期日】

< 訂正前 >

販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社でお支払い下さい。

申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。

(略)

< 訂正後 >

販売会社が定める期日までに申込代金を販売会社でお支払い下さい。

申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額です。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 （1） ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

〈ファンドの特色〉

- 日経平均株価に連動する投資成果を目標として運用を行います。

日経平均株価をベンチマークとします。

日経平均株価とは・・・

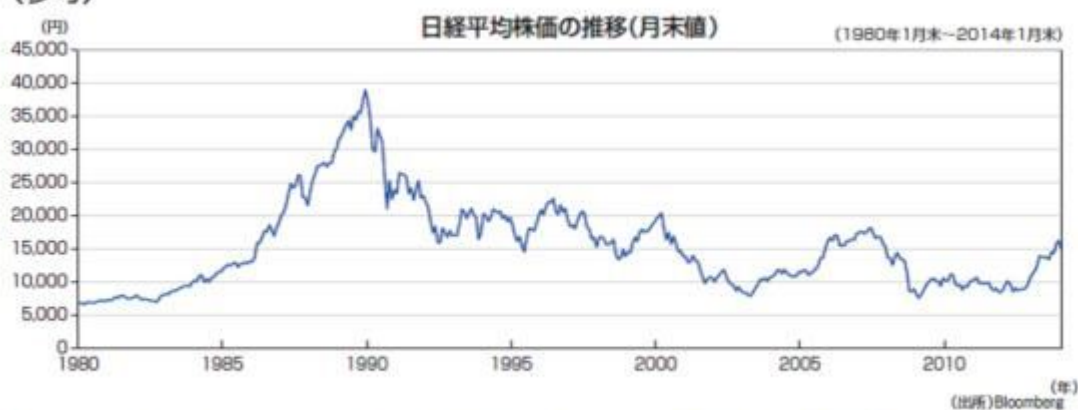
日経平均株価は、日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

- 日経平均株価採用銘柄のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。
- 設定・解約による資金流入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。
- 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外への資産（日本インデックスオープン225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(参考)



※上記は参考データであり、ファンドの将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社の概況 (平成25年7月末日現在)

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社の概況 (平成26年1月末日現在)

(略)

2 【投資方針】

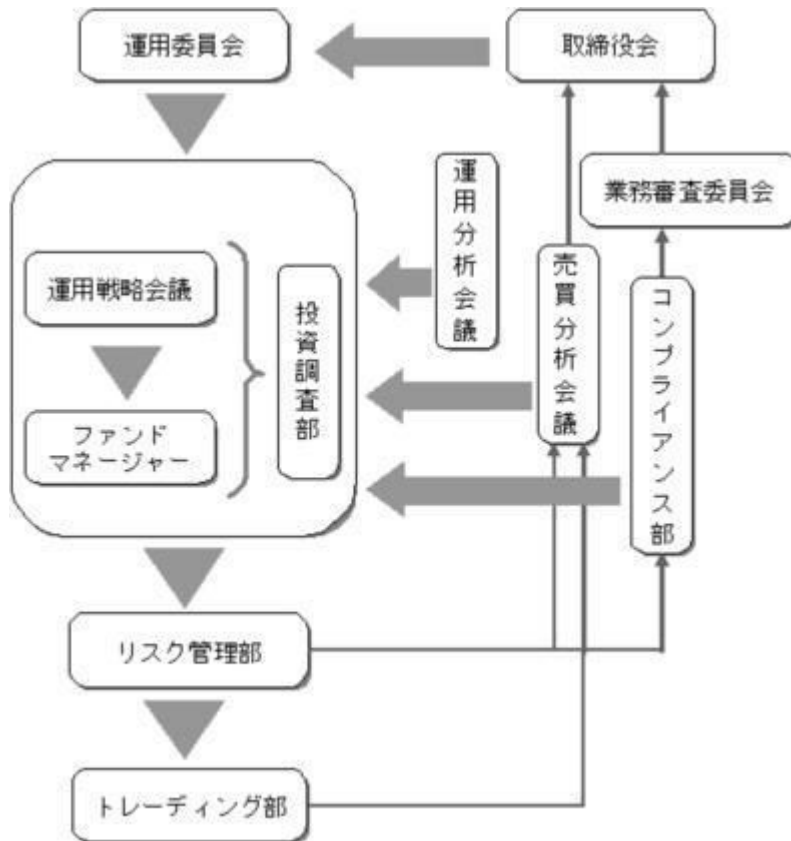
(3) 【運用体制】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



| 会議名または部署名 | 役割 |
|----------------------|--|
| 運用委員会 (月1回開催) | 運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。 |
| 運用戦略会議 (月1回開催) | ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。 |
| 運用担当部署 | ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。 |
| 投資調査部 | 国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。 |
| 運用分析会議 (月1回開催) | 運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。 |
| 売買分析会議 (月1回開催) | 運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。 |
| 業務審査委員会 (原則月1回開催) | 運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。 |
| コンプライアンス部 (6名程度) | 運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。 |

| | |
|--------------------|---|
| リスク管理部 （6名程度） | 「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。 |
| トレーディング部 （7名程度） | 有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。 |

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成26年1月末日現在のものであり、変更になることがあります。

3【投資リスク】

<訂正前>

（ 略 ）

<留意事項>

（ 略 ）

- ・ 取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（ 略 ）

<投資リスクに対する管理体制>

（ 略 ）

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

<留意事項>

（ 略 ）

- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（ 略 ）

<投資リスクに対する管理体制>

（ 略 ）

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

（ 略 ）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

<訂正前>

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

（ 略 ）

<訂正後>

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

（ 略 ）

(3) 【信託報酬等】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.54% (税抜0.5%) を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

| | |
|---------|---------------------|
| 信託報酬の総額 | 年率0.54% (税抜0.5%) |
| 内 委託会社 | 年率0.2484% (税抜0.23%) |
| 内 販売会社 | 年率0.216% (税抜0.20%) |
| 内 受託会社 | 年率0.0756% (税抜0.07%) |

信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.0105% (税抜0.01%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

消費税率が8%になった場合は、年率0.0108%となります。

(略)

<訂正後>

(略)

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0108% (税抜0.01%) を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
| 平成50年1月1日以降 | 20%（所得税15%、地方税5%） |

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

| 期間 | 税率 |
|---------------------------|-------------------------------|
| 平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
| 平成50年1月1日以降 | 15%（所得税15%） |

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

その他

- ・ 原則として、益金不算入制度、配当控除が適用可能です。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成26年1月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

平成26年 1月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

日経２２５インデックス・オープン

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 794,533,287 | 99.99 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 82,901 | 0.01 |
| 合計（純資産総額） | | 794,616,188 | 100.00 |

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 9,044,887,000 | 97.50 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 231,637,810 | 2.50 |
| 合計（純資産総額） | | 9,276,524,810 | 100.00 |

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

日経２２５インデックス・オープン

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 （円） | 帳簿価額 金額 （円） | 評価額 単価 （円） | 評価額 金額 （円） | 投資 比率 （％） |
|------|-----------|-------------------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本インデックスオープン２２５・マザーファンド | 486,250,482 | 1.6232 | 789,310,961 | 1.6340 | 794,533,287 | 99.99 |

（種類別投資比率）

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.99 |
| 合計 | 99.99 |

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 （円） | 帳簿価額 金額 （円） | 評価額 単価 （円） | 評価額 金額 （円） | 投資 比率 （％） |
|------|----|-------------|--------|--------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 株式 | ファーストリテイリング | 小売業 | 24,000 | 33,879.95 | 813,118,921 | 38,110.00 | 914,640,000 | 9.86 |
| 日本 | 株式 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 72,000 | 6,652.57 | 478,985,456 | 7,563.00 | 544,536,000 | 5.87 |
| 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 24,000 | 16,308.64 | 391,407,591 | 16,770.00 | 402,480,000 | 4.34 |
| 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 48,000 | 5,058.20 | 242,793,964 | 5,705.00 | 273,840,000 | 2.95 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|-----------------|--------|--------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 48,000 | 5,163.84 | 247,864,625 | 4,651.00 | 223,248,000 | 2.41 |
| 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 48,000 | 3,826.78 | 183,685,794 | 3,893.00 | 186,864,000 | 2.01 |
| 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 24,000 | 5,317.94 | 127,630,671 | 6,398.00 | 153,552,000 | 1.66 |
| 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 24,000 | 4,973.75 | 119,370,135 | 5,956.00 | 142,944,000 | 1.54 |
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 24,000 | 6,208.33 | 148,999,957 | 5,922.00 | 142,128,000 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | セコム | サービス業 | 24,000 | 5,920.90 | 142,101,703 | 5,830.00 | 139,920,000 | 1.51 |
| 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 24,000 | 6,115.24 | 146,765,915 | 5,763.00 | 138,312,000 | 1.49 |
| 日本 | 株式 | デンソー | 輸送用機器 | 24,000 | 4,771.11 | 114,506,691 | 5,339.00 | 128,136,000 | 1.38 |
| 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 24,000 | 4,425.76 | 106,218,376 | 5,317.00 | 127,608,000 | 1.38 |
| 日本 | 株式 | テルモ | 精密機器 | 24,000 | 4,771.90 | 114,525,693 | 4,835.00 | 116,040,000 | 1.25 |
| 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 24,000 | 4,623.46 | 110,963,248 | 4,793.00 | 115,032,000 | 1.24 |
| 日本 | 株式 | T D K | 電気機器 | 24,000 | 3,844.18 | 92,260,494 | 4,690.00 | 112,560,000 | 1.21 |
| 日本 | 株式 | 日東電工 | 化学 | 24,000 | 6,355.87 | 152,540,980 | 4,602.00 | 110,448,000 | 1.19 |
| 日本 | 株式 | 住友不動産 | 不動産業 | 24,000 | 4,584.47 | 110,027,381 | 4,592.00 | 110,208,000 | 1.19 |
| 日本 | 株式 | キヤノン | 電気機器 | 36,000 | 3,109.64 | 111,947,305 | 3,006.00 | 108,216,000 | 1.17 |
| 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホールディングス | 小売業 | 24,000 | 3,594.71 | 86,273,208 | 4,102.00 | 98,448,000 | 1.06 |
| 日本 | 株式 | 電通 | サービス業 | 24,000 | 3,374.47 | 80,987,424 | 4,085.00 | 98,040,000 | 1.06 |
| 日本 | 株式 | エーザイ | 医薬品 | 24,000 | 4,111.81 | 98,683,563 | 3,943.00 | 94,632,000 | 1.02 |
| 日本 | 株式 | 日揮 | 建設業 | 24,000 | 3,633.42 | 87,202,165 | 3,914.00 | 93,936,000 | 1.01 |
| 日本 | 株式 | ブリヂストン | ゴム製品 | 24,000 | 3,474.59 | 83,390,371 | 3,734.00 | 89,616,000 | 0.97 |
| 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 24,000 | 3,449.60 | 82,790,413 | 3,670.00 | 88,080,000 | 0.95 |
| 日本 | 株式 | 三井不動産 | 不動産業 | 24,000 | 3,264.45 | 78,346,929 | 3,289.00 | 78,936,000 | 0.85 |
| 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 24,000 | 2,980.98 | 71,543,713 | 3,275.00 | 78,600,000 | 0.85 |
| 日本 | 株式 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 24,000 | 3,363.01 | 80,712,458 | 3,197.00 | 76,728,000 | 0.83 |
| 日本 | 株式 | トレンドマイクロ | 情報・通信業 | 24,000 | 3,544.76 | 85,074,257 | 3,190.00 | 76,560,000 | 0.83 |
| 日本 | 株式 | オリンパス | 精密機器 | 24,000 | 2,892.63 | 69,423,229 | 3,050.00 | 73,200,000 | 0.79 |

(種類別及び業種別投資比率)

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----|-------|----------|----------|
| 株式 | 国内 | 水産・農林業 | 0.09 |
| | | 鉱業 | 0.12 |
| | | 建設業 | 3.19 |
| | | 食料品 | 4.06 |
| | | 繊維製品 | 0.50 |
| | | パルプ・紙 | 0.28 |
| | | 化学 | 6.72 |
| | | 医薬品 | 6.23 |
| | | 石油・石炭製品 | 0.37 |
| | | ゴム製品 | 1.20 |
| | | ガラス・土石製品 | 1.62 |
| | | 鉄鋼 | 0.29 |

| | |
|------------|-------|
| 非鉄金属 | 1.52 |
| 金属製品 | 0.50 |
| 機械 | 5.02 |
| 電気機器 | 15.94 |
| 輸送用機器 | 7.44 |
| 精密機器 | 2.70 |
| その他製品 | 0.84 |
| 電気・ガス業 | 0.29 |
| 陸運業 | 2.15 |
| 海運業 | 0.25 |
| 空運業 | 0.05 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.38 |
| 情報・通信業 | 11.54 |
| 卸売業 | 2.33 |
| 小売業 | 12.40 |
| 銀行業 | 1.24 |
| 証券、商品先物取引業 | 0.73 |
| 保険業 | 0.93 |
| その他金融業 | 0.66 |
| 不動産業 | 3.24 |
| サービス業 | 2.72 |
| 合計 | 97.50 |

【投資不動産物件】

日経225インデックス・オープン

該当事項はありません。

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

日経225インデックス・オープン

該当事項はありません。

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンド

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額 (円) | 評価額(円) | 投資比率 (%) |
|--------------|---------|------------|-----------|----|-----|-------------|-------------|-------------|
| 株価指数先物 取引 | 大阪証券取引所 | 日経平均株価指数先物 | 買建 | 15 | 日本円 | 225,302,600 | 222,750,000 | 2.40 |

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

日経 2 2 5 インデックス・オープン

| | 純資産総額(円) | | 基準価額(円) (1口当たり) | |
|------------------------|---------------|---------------|--------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1期計算期間末 (平成22年 7月 7日) | 553,846,501 | 556,270,763 | 0.9595 | 0.9637 |
| 第2期計算期間末 (平成23年 7月 7日) | 452,653,603 | 463,625,781 | 1.0314 | 1.0564 |
| 第3期計算期間末 (平成24年 7月 9日) | 690,466,851 | 702,567,310 | 0.9073 | 0.9232 |
| 第4期計算期間末 (平成25年 7月 8日) | 1,064,228,426 | 1,076,432,235 | 1.4389 | 1.4554 |
| 平成25年 1月末日 | 488,662,896 | | 1.1423 | |
| 2月末日 | 563,200,808 | | 1.1849 | |
| 3月末日 | 633,863,196 | | 1.2792 | |
| 4月末日 | 786,061,650 | | 1.4292 | |
| 5月末日 | 1,014,052,394 | | 1.4203 | |
| 6月末日 | 1,089,498,846 | | 1.4114 | |
| 7月末日 | 1,099,627,825 | | 1.3931 | |
| 8月末日 | 1,150,715,314 | | 1.3648 | |
| 9月末日 | 1,029,397,782 | | 1.4849 | |
| 10月末日 | 986,554,688 | | 1.4711 | |
| 11月末日 | 670,715,346 | | 1.6070 | |
| 12月末日 | 598,621,582 | | 1.6712 | |
| 平成26年 1月末日 | 794,616,188 | | 1.5285 | |

【分配の推移】

日経 2 2 5 インデックス・オープン

| | 期間 | 分配金 (1口当たり) |
|-----------|-------------------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 平成21年 7月 8日～平成22年 7月 7日 | 0.0042円 |
| 第2期計算期間 | 平成22年 7月 8日～平成23年 7月 7日 | 0.0250円 |
| 第3期計算期間 | 平成23年 7月 8日～平成24年 7月 9日 | 0.0159円 |
| 第4期計算期間 | 平成24年 7月10日～平成25年 7月 8日 | 0.0165円 |
| 第5中間計算期間末 | 平成25年 7月 9日～平成26年 1月 8日 | 円 |

【収益率の推移】

日経225インデックス・オープン

| | 期間 | 収益率（％） |
|-----------|-------------------------|--------|
| 第1期計算期間 | 平成21年 7月 8日～平成22年 7月 7日 | 2.7 |
| 第2期計算期間 | 平成22年 7月 8日～平成23年 7月 7日 | 10.1 |
| 第3期計算期間 | 平成23年 7月 8日～平成24年 7月 9日 | 10.5 |
| 第4期計算期間 | 平成24年 7月10日～平成25年 7月 8日 | 60.4 |
| 第5期中間計算期間 | 平成25年 7月 9日～平成26年 1月 8日 | 14.9 |

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

日経225インデックス・オープン

| 期間 | 設定数量（口） | 解約数量（口） |
|-----------|---------------|---------------|
| 第1期計算期間 | 1,129,116,817 | 551,911,458 |
| 第2期計算期間 | 556,175,199 | 694,493,423 |
| 第3期計算期間 | 971,861,838 | 649,713,806 |
| 第4期計算期間 | 2,022,930,726 | 2,044,341,089 |
| 第5期中間計算期間 | 776,080,066 | 1,144,407,135 |

参考情報

運用実績

基準価額・純資産の推移(2009年7月8日～2014年1月31日)



※基準価額は1万円当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2014年1月31日現在

分配金の推移

| | |
|---------|------|
| 2013年7月 | 165円 |
| 2012年7月 | 159円 |
| 2011年7月 | 250円 |
| 2010年7月 | 42円 |
| - | - |
| 設定来累計 | 616円 |

※上記分配金は1万円当たり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

| 資産 | 純資産比率 |
|-------|---------|
| 株式 | 97.49% |
| その他資産 | 2.51% |
| 合計 | 100.00% |

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別比率(日本インデックスオープン225・マザーファンド)

| 業種 | 純資産比率 |
|--------|--------|
| 電気機器 | 15.94% |
| 小売業 | 12.40% |
| 情報・通信業 | 11.54% |
| 輸送用機器 | 7.44% |
| 化学 | 6.72% |

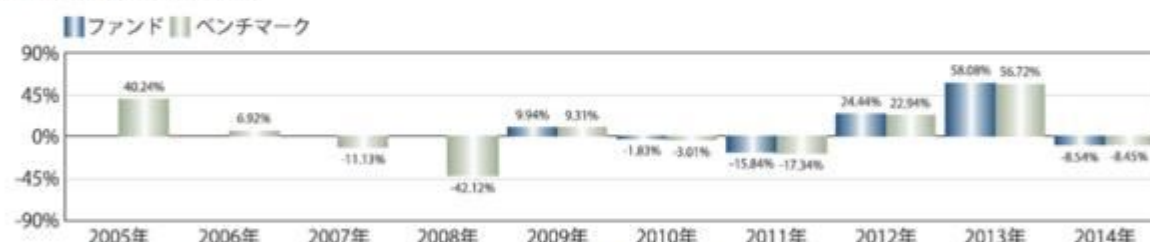
※組入上位5業種です。
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位銘柄(日本インデックスオープン225・マザーファンド)

| 銘柄名 | 業種 | 純資産比率 |
|-------------|--------|-------|
| ファーストリテイリング | 小売業 | 9.86% |
| ソフトバンク | 情報・通信業 | 5.87% |
| ファナック | 電気機器 | 4.34% |
| KDDI | 情報・通信業 | 2.95% |
| 京セラ | 電気機器 | 2.41% |
| 本田技研工業 | 輸送用機器 | 2.01% |
| アステラス製薬 | 医薬品 | 1.66% |
| ダイキン工業 | 機械 | 1.54% |
| トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 1.53% |
| セコム | サービス業 | 1.51% |

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ベンチマークは日経平均株価です。ベンチマークは参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。
 ※2009年はファンドの設定日から年末まで、2014年は1月末までの騰落率を示しています。ベンチマークも同様です。
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(略)

取得申込手続

(略)

- ・ 「分配金受取りコース」の申込単位は、1万口以上1万口単位又は1万円以上1円単位、「分配金再投資コース」の申込単位は、1万円以上1円単位、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、1万円以上1千円単位となります。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

(略)

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額とします。
- ・ 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

消費税率が8%になった場合は、2.16%となります。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

また、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(略)

<訂正後>

(略)

取得申込手続

(略)

- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。

(略)

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額とします。

(略)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

(略)

わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場で評価します。

（ 略 ）

4【受益者の権利等】

<訂正前>

（ 略 ）

収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 上記bの規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- d 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（ 略 ）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に下記事項が「中間財務諸表」として追加されます。

<追加>

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成25年 7月 9日から平成26年 1月 8日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【日経225インデックス・オープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期中間計算期間末 (平成26年 1月 8日現在) |
|-----------------|-------------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 26,848,020 |
| 親投資信託受益証券 | 613,873,432 |
| 未収利息 | 36 |
| 流動資産合計 | 640,721,488 |
| 資産合計 | |
| 640,721,488 | |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 24,183,614 |
| 未払受託者報酬 | 357,318 |
| 未払委託者報酬 | 2,194,869 |
| その他未払費用 | 50,984 |
| 流動負債合計 | 26,786,785 |
| 負債合計 | |
| 26,786,785 | |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | *1367,584,433 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 246,350,270 |
| (分配準備積立金) | 6,420,400 |
| 元本等合計 | 613,934,703 |
| 純資産合計 | |
| *2613,934,703 | |
| 負債純資産合計 | |
| 640,721,488 | |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| 第5期中間計算期間 自 平成25年 7月 9日 至 平成26年 1月 8日 | |
|---|-------------|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 2,059 |
| 有価証券売買等損益 | 131,207,046 |
| 営業収益合計 | 131,209,105 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 357,318 |
| 委託者報酬 | 2,194,869 |
| その他費用 | 50,984 |
| 営業費用合計 | 2,603,171 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 128,605,934 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 128,605,934 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 128,605,934 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 84,845,252 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 332,000,151 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 407,114,832 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 407,114,832 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 536,525,395 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 536,525,395 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 246,350,270 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期 別 | 第5期中間計算期間 自 平成25年 7月 9日 至 平成26年 1月 8日 |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 第5期中間計算期間末 (平成26年 1月 8日現在) | |
|---|--------------|
| *1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 | 371,297,735口 |
| *2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 | 1.6535円 |

(10,000口当たりの純資産額)

16,535円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| |
|---|
| 第5期中間計算期間 自 平成25年 7月 9日 至 平成26年 1月 8日 |
| 該当事項はありません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価に関する事項

| 期 別 | 第5期中間計算期間末 (平成26年 1月 8日現在) |
|--------------------|---|
| 項 目 | |
| 1. 中間貸借対照表額、時価及び差額 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。その他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 |

(重要な後発事象に関する注記)

| |
|---|
| 第5期中間計算期間 自 平成25年 7月 9日 至 平成26年 1月 8日 |
| 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

| 第5期中間計算期間末 (平成26年 1月 8日現在) | |
|-------------------------------|----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 732,228,275円 |
| 期中追加設定元本額 | 768,319,116円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,132,962,958円 |

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本インデックスオープン225・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン225・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

| 科 目 | 期 別 | 注記番 号 | 平成26年 1月 8日現在 |
|-------------|-----|----------|---------------|
| | | | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | | 289,369,181 |
| 株式 | | | 8,987,784,400 |
| 派生商品評価勘定 | | | 3,311,600 |
| 未収配当金 | | | 8,580,600 |
| 未収利息 | | | 394 |
| 差入委託証拠金 | | | 15,560,000 |
| 流動資産合計 | | | 9,304,606,175 |
| 資産合計 | | | 9,304,606,175 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | | 1,166,720 |
| 前受金 | | | 2,160,000 |
| 未払解約金 | | | 16,024,200 |
| 流動負債合計 | | | 19,350,920 |
| 負債合計 | | | 19,350,920 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | *1 | 5,254,915,530 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | | 4,030,339,725 |
| 元本等合計 | | | 9,285,255,255 |
| 純資産合計 | | *2 | 9,285,255,255 |
| 負債純資産合計 | | | 9,304,606,175 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 期 別 | 自 平成25年 7月 9日 至 平成26年 1月 8日 |
|----------------------------|---|
| 項 目 | |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日経225インデックス・オープンの中間計算期間に合わせるため、平成25年 7月 9日から平成26年 1月 8日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 平成26年 1月 8日現在 | |
|-------------------------------|----------------|
| *1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 5,254,915,530口 |
| *2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たりの純資産額 | 1.7670円 |
| (10,000口当たりの純資産額) | 17,670円) |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価に関する事項

| 期 別 | 平成26年 1月 8日現在 |
|-----|---------------|
| 項 目 | |

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | 時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。その他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

(その他の注記)

1. 元本の移動

| 平成26年 1月 8日現在 | |
|------------------------------|----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 平成25年 7月 9日 |
| 期首元本額 | 5,594,090,959円 |
| 期首より平成26年 1月 8日までの追加設定元本額 | 2,596,638,073円 |
| 期首より平成26年 1月 8日までの一部解約元本額 | 2,935,813,502円 |
| 期末元本額 | 5,254,915,530円 |
| 平成26年 1月 8日現在の元本の内訳（*） | |
| 日本インデックスオープン225 | 2,510,819,479円 |
| 日本インデックス225DCファンド | 947,704,012円 |
| 日経225インデックス・オープン | 347,409,979円 |
| 日本インデックス225VAファンド（適格機関投資家専用） | 1,448,982,060円 |

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

平成26年 1月 8日現在

（単位：円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 時価 | 評価損益 |
|------|----------|------|-------|------|
| | | | うち1年超 | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 | | | |

| | | | | | |
|----------------|--|-------------|---|-------------|-----------|
| 買建 | | | | | |
| 日経平均株価指数 先物 | | 287,820,000 | - | 289,980,000 | 2,144,880 |
| 合計 | | 287,820,000 | - | 289,980,000 | 2,144,880 |

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(平成26年 1月31日現在)

日経225インデックス・オープン

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 797,297,033円 |
| 負債総額 | 2,680,845円 |
| 純資産総額(-) | 794,616,188円 |
| 発行済数量 | 519,854,236口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.5285円 |

(参考)日本インデックスオープン225・マザーファンド

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 9,602,136,236円 |
| 負債総額 | 325,611,426円 |
| 純資産総額(-) | 9,276,524,810円 |
| 発行済数量 | 5,677,136,921口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.6340円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1【委託会社等の概況】

（平成26年1月末日現在）

| | |
|---------------------|------------|
| （1）資本金の額 | 10億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 2,600,000株 |
| 発行済株式の総数 | 825,000株 |
| 最近5年間における主な資本金の額の増減 | なし |

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決めます。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成26年1月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く。）

| 種類 | 本数（本） | 純資産総額(億円) |
|------------|-------|-----------|
| 追加型株式投資信託 | 156 | 11,511 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 2,113 |
| 単位型株式投資信託 | 32 | 586 |
| 合計 | 204 | 14,209 |

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|----------|-----|-----------------------|-----------|-----------------------|------------|
| | | 金 | 額 | 金 | 額 |
| (資産の部) | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金預金 | | | 5,829,748 | | 6,106,221 |
| 有価証券 | | | 3,298,206 | | 3,199,988 |
| 未収委託者報酬 | | | 582,010 | | 743,347 |
| 未収運用受託報酬 | | | 26,297 | | 148,616 |
| 未収投資助言報酬 | | | 5,637 | | 5,609 |
| 前払費用 | | | 34,096 | | 30,946 |
| 未収収益 | | | 264 | | 121 |
| 繰延税金資産 | | | 63,345 | | 59,846 |
| その他の流動資産 | | | 865 | | 2,899 |
| 流動資産合計 | | | 9,840,470 | | 10,297,596 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | *1 | | 175,209 | | 144,072 |
| 建物 | | 36,865 | | 30,613 | |
| 器具備品 | | 138,344 | | 113,458 | |
| 無形固定資産 | | | 2,681 | | 2,364 |
| ソフトウェア | | 559 | | 242 | |
| 電話加入権 | | 2,122 | | 2,122 | |
| 投資その他の資産 | | | 2,069,959 | | 3,268,958 |
| 投資有価証券 | | 1,302,277 | | 1,485,543 | |
| 親会社株式 | | 644,952 | | 1,633,632 | |
| 長期差入保証金 | | 150,350 | | 138,067 | |
| その他 | | 29,225 | | 29,225 | |
| 繰延税金資産 | | 50,664 | | | |
| 貸倒引当金 | | 17,510 | | 17,510 | |
| 投資損失引当金 | | 90,000 | | | |
| 固定資産合計 | | | 2,247,851 | | 3,415,395 |

| | | | | |
|------|--|------------|--|------------|
| 資産合計 | | 12,088,322 | | 13,712,992 |
|------|--|------------|--|------------|

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|---------------|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
| | 金 額 | | 金 額 | |
| (負 債 の 部) | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 9,102 | | 20,437 |
| 前受投資助言報酬 | | 2,423 | | |
| 未払金 | | 373,562 | | 460,362 |
| 未払収益分配金 | 69 | | 60 | |
| 未払償還金 | 3,795 | | 3,795 | |
| 未払手数料 | 283,314 | | 352,362 | |
| その他未払金 | 86,383 | | 104,144 | |
| 未払費用 | | 244,251 | | 277,360 |
| 未払法人税等 | | 120,129 | | 135,348 |
| 未払消費税等 | | 24,817 | | 41,206 |
| 賞与引当金 | | 119,240 | | |
| 流動負債合計 | | 893,527 | | 934,715 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 103,572 | | 253,736 |
| 役員退職慰労引当金 | | 27,160 | | 29,850 |
| 繰延税金負債 | | | | 329,085 |
| 資産除去債務 | | 31,632 | | 32,175 |
| 長期未払金 | | | | 15,683 |
| 固定負債合計 | | 162,365 | | 660,531 |
| 負債合計 | | 1,055,892 | | 1,595,246 |
| (純 資 産 の 部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | 566,500 | | 566,500 |
| 資本準備金 | 566,500 | | 566,500 | |
| 利益剰余金 | | 9,387,988 | | 9,729,121 |
| 利益準備金 | 179,830 | | 179,830 | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | 5,718,662 | | 5,718,662 | |
| 繰越利益剰余金 | 3,489,496 | | 3,830,629 | |
| 株主資本合計 | | 10,954,488 | | 11,295,621 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 77,941 | | 822,124 |
| 評価・換算差額等合計 | | 77,941 | | 822,124 |
| 純資産合計 | | 11,032,429 | | 12,117,745 |
| 負債純資産合計 | | 12,088,322 | | 13,712,992 |

(2) 【損益計算書】

| | | |
|--|-------|-------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--|-------|-------|

| 科 目 | 期 別 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日) | | (自 平成 24年 4月 1 日 至 平成 25年 3月 31 日) | |
|-------------|--|-----------|------------------------------------|-----------|
| | 金 額 | | 金 額 | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 9,376,702 | | 9,375,527 |
| 運用受託報酬 | | 46,228 | | 172,528 |
| 投資助言報酬 | | 18,232 | | 17,281 |
| 営業収益計 | | 9,441,163 | | 9,565,338 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 5,120,825 | | 5,049,257 |
| 広告宣伝費 | | 197,828 | | 245,879 |
| 公告費 | | 1,861 | | 250 |
| 受益権管理費 | | 11,275 | | 11,634 |
| 調査費 | | 1,284,694 | | 1,205,647 |
| 調査費 | 217,345 | | 284,730 | |
| 委託調査費 | 1,067,349 | | 920,917 | |
| 委託計算費 | | 218,981 | | 223,541 |
| 営業雑経費 | | 224,765 | | 224,886 |
| 通信費 | 46,975 | | 48,257 | |
| 印刷費 | 166,251 | | 152,770 | |
| 諸経費 | | | 12,246 | |
| 協会費 | 8,409 | | 8,351 | |
| 諸会費 | 3,129 | | 3,261 | |
| 営業費用計 | | 7,060,232 | | 6,961,096 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | 1,106,058 | | 1,230,336 |
| 役員報酬 | 124,707 | | 153,361 | |
| 給料・手当 | 895,319 | | 1,076,974 | |
| 賞与 | 86,032 | | | |
| 交際費 | | 18,762 | | 18,065 |
| 寄付金 | | 39,015 | | 41,841 |
| 旅費交通費 | | 53,988 | | 48,965 |
| 租税公課 | | 18,505 | | 22,377 |
| 不動産賃借料 | | 200,615 | | 193,493 |
| 賞与引当金繰入 | | 119,240 | | |
| 退職給付費用 | | 23,022 | | 152,263 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 4,790 | | 5,870 |
| 固定資産減価償却費 | | 44,407 | | 36,468 |
| 諸経費 | | 340,584 | | 285,230 |
| 一般管理費計 | | 1,968,991 | | 2,034,913 |
| 営業利益 | | 411,940 | | 569,328 |

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日) | | 当事業年度 (自 平成 24年 4月 1 日 至 平成 25年 3月 31 日) | |
|--------|-----|--|--------|--|--------|
| | | 金 額 | | 金 額 | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | *1 | | 19,049 | | 18,795 |
| 有価証券利息 | | | 4,056 | | 3,326 |
| 受取利息 | | | 1,442 | | 1,294 |
| 約款時効収入 | | | 131 | | 13 |

| | | | | |
|------------------|---------|---------|---------|---------------|
| 賞与引当金戻入 雑益 | | 45,964 | | 17,239 365 |
| 営業外収益計 | | 70,644 | | 41,035 |
| 営業外費用 | | | | |
| 時効後返還金 | | 1,550 | | 962 |
| 信託財産負担金 | | 327 | | 795 |
| 固定資産除却損 *2 | | 138 | | 15 |
| 雑損 | | 47 | | 35 |
| 営業外費用計 | | 2,063 | | 1,808 |
| 経常利益 | | 480,521 | | 608,554 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 30,950 | | 54,630 |
| 投資有価証券償還益 | | | | 30,325 |
| 特別利益計 | | 30,950 | | 84,955 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却 損 | | 32,200 | | |
| 投資有価証券償還 損 | | | | 32,247 |
| 投資有価証券評価 損 *3 | | | | 32,860 |
| 貸倒引当金繰入 | | 3,000 | | |
| 特別損失計 | | 35,200 | | 65,108 |
| 税引前当期純利益 | | 476,271 | | 628,401 |
| 法人税、住民税及び 事業税 | 252,318 | | 280,782 | |
| 法人税等調整額 | 23,951 | 228,366 | 26,513 | 254,268 |
| 当期純利益 | | 247,904 | | 374,132 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|---------|---------------------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
| | (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | | (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | | | |
| 当期首残高 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | | | |
| 当期首残高 | | 566,500 | | 566,500 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | | 566,500 | | 566,500 |
| 資本剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 566,500 | | 566,500 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 当期末残高 | 566,500 | 566,500 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 179,830 | 179,830 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 179,830 | 179,830 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 5,718,662 | 5,718,662 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 5,718,662 | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 3,274,591 | 3,489,496 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 当期変動額合計 | 214,904 | 341,132 |
| 当期末残高 | 3,489,496 | 3,830,629 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 9,173,083 | 9,387,988 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 当期変動額合計 | 214,904 | 341,132 |
| 当期末残高 | 9,387,988 | 9,729,121 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 10,739,583 | 10,954,488 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 当期変動額合計 | 214,904 | 341,132 |
| 当期末残高 | 10,954,488 | 11,295,621 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 30,570 | 77,941 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 47,370 | 744,183 |
| 当期変動額合計 | 47,370 | 744,183 |
| 当期末残高 | 77,941 | 822,124 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 30,570 | 77,941 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 47,370 | 744,183 |
| 当期変動額合計 | 47,370 | 744,183 |
| 当期末残高 | 77,941 | 822,124 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 10,770,153 | 11,032,429 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 33,000 | 33,000 |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 当期純利益 | 247,904 | 374,132 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 47,370 | 744,183 |
| 当期変動額合計 | 262,275 | 1,085,315 |
| 当期末残高 | 11,032,429 | 12,117,745 |

[重要な会計方針]

| | | | | | | | |
|----------------------------|--|----|----|---|------|------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> | | | | | | |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15</td> <td>年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。</p> | 建物 | 15 | 年 | 器具備品 | 4～15 | 年 |
| 建物 | 15 | 年 | | | | | |
| 器具備品 | 4～15 | 年 | | | | | |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。</p> | | | | | | |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> | | | | | | |

[会計方針の変更等]

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

1. 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[表示方法の変更]

従来、「投資助言報酬」については、営業収益の「運用受託報酬」に計上してありましたが、当事業

年度より事業運営の実態をより適切に表示するために区分掲記しております。

[追加情報]

(退職給付引当金)

当社は、当事業年度より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額87,114千円を一般管理費に計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は8,010千円であり、未移換額は当事業年度末日において、23,521千円であり、その他未払金（流動負債）に7,837千円、長期未払金（固定負債）に15,683千円を計上しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成24年 3月31日) | 当事業年度 (平成25年 3月31日) |
|------------------------|------------------------|
| *1 有形固定資産の減価償却累計額 | *1 有形固定資産の減価償却累計額 |
| 建物 43,586 千円 | 建物 49,838 千円 |
| 器具備品 133,977 千円 | 器具備品 160,968 千円 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日) | 当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日) |
|---|--|
| *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 | *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 |
| *2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 138 千円 | *2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 15 千円 |
| | *3 投資有価証券評価損の内訳は次のとおりであります。 投資先会社の財政状態及び業績等を勘案した結果、投資有価証券評価損32,860千円を特別損失として計上しております。 なお、当該評価損は過年度に計上してありました投資損失引当金90,000千円の戻入益と投資有価証券評価損122,860千円を相殺したものです。 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1)発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 825,000 | | | 825,000 |

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成23年6月28日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成24年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年6月26日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 825,000 | | | 825,000 |

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成24年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成24年6月26日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月26日 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、長期差入保証金はそのほとんどが当社の賃貸契約における敷金であり、賃貸先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。また、未収運用受託報酬は投資一任契約の契約先から当社が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------|------------------|------------|------------|
| (1)現金預金 | 5,829,748 | 5,829,748 | |
| (2)有価証券 | 3,298,206 | 3,298,206 | |
| (3)未収委託者報酬 | 582,010 | 582,010 | |
| (4)未収運用受託報酬 | 26,297 | 26,297 | |
| (5)投資有価証券 | 600,316 | 600,316 | |
| (6)親会社株式 | 644,952 | 644,952 | |
| (7)未払金（未払手数料） | 283,314 | 283,314 | |
| (8)未払法人税等 | 120,129 | 120,129 | |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1)現金預金 | 6,106,221 | 6,106,221 | |
| (2)有価証券 | 3,199,988 | 3,199,988 | |
| (3)未収委託者報酬 | 743,347 | 743,347 | |
| (4)未収運用受託報酬 | 148,616 | 148,616 | |
| (5)投資有価証券 | 936,443 | 936,443 | |
| (6)親会社株式 | 1,633,632 | 1,633,632 | |

| | | | |
|---------------|---------|---------|--|
| (7)未払金（未払手数料） | 352,362 | 352,362 | |
| (8)未払法人税等 | 135,348 | 135,348 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(7) 未払金（未払手数料）、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 有価証券、(5) 投資有価証券、(6) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 平成24年3月31日 | 平成25年3月31日 |
|---------|------------|------------|
| 非上場株式 | 701,961 | 549,100 |
| 長期差入保証金 | 150,350 | 138,067 |

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金預金 | 5,829,748 | | | |
| 未収委託者報酬 | 582,010 | | | |
| 未収運用受託報酬 | 26,297 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 3,298,206 | 397,716 | 2,960 | |
| 合計 | 9,736,262 | 397,716 | 2,960 | |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金預金 | 6,106,221 | | | |
| 未収委託者報酬 | 743,347 | | | |
| 未収運用受託報酬 | 148,616 | | | |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他 | 3,199,988 | 568,739 | 4,720 | |
| 合計 | 10,198,173 | 568,739 | 4,720 | |

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

| | | （単位：千円） | | |
|--------------------------|---------|--------------|-----------|---------|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | （1）株式 | 733,260 | 605,961 | 127,298 |
| | （2）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 2,718,551 | 2,718,501 | 49 |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | （3）その他 | 212,768 | 204,226 | 8,542 |
| | 小計 | 3,664,579 | 3,528,689 | 135,890 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | （1）株式 | 9,035 | 12,350 | 3,315 |
| | （2）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 579,654 | 579,678 | 23 |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | （3）その他 | 290,205 | 302,044 | 11,839 |
| | 小計 | 878,895 | 894,073 | 15,177 |
| | 合計 | 4,543,474 | 4,422,762 | 120,712 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

| | | （単位：千円） | | |
|--------------------------|---------|--------------|-----------|-----------|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | （1）株式 | 1,893,815 | 618,311 | 1,275,503 |
| | （2）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 2,699,445 | 2,698,898 | 546 |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | （3）その他 | 341,998 | 291,226 | 50,772 |
| | 小計 | 4,935,258 | 3,608,436 | 1,326,822 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | （1）株式 | | | |
| | （2）債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 299,853 | 299,880 | 27 |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | （3）その他 | 534,951 | 587,088 | 52,136 |
| | 小計 | 834,804 | 886,969 | 52,164 |
| | 合計 | 5,770,063 | 4,495,405 | 1,274,658 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 549,100千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

せん。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

| 種類 | 売却額 | (単位：千円) | |
|---------|---------|-------------|-------------|
| | | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
| (1) 株式 | | | |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | | | |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | 198,750 | 30,950 | 32,200 |
| 合計 | 198,750 | 30,950 | 32,200 |

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

| 種類 | 売却額 | (単位：千円) | |
|---------|--------|-------------|-------------|
| | | 売却益の 合計額 | 売却損の 合計額 |
| (1) 株式 | 84,630 | 54,630 | |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | | | |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | | | |
| 合計 | 84,630 | 54,630 | |

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は当事業年度より大幅な変更を行い、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 退職給付債務（千円） | 103,572 | 429,752 |
| (1) 年金資産（千円） | | 205,027 |
| (2) 退職給付引当金（千円） | 103,572 | 253,736 |
| (3) 未認識数理計算上の差異（千円） | | 29,011 |

(注) 当社は前事業年度においては、退職給付債務の算定方法を簡便法により計算する方法によっておりましたが、当事業年度から原則法により計算する方法へ変更しております。

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 勤務費用（千円）(注)1 | 16,397 | 40,010 |
| (2) 利息費用（千円） | | 4,812 |

| | | |
|---------------------------------|--------|---------|
| (3) 原則法への変更による費用処理額(千円) (注)2 | | 87,114 |
| (4) 期待運用収益(千円) | | 616 |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額(千円) | | 10,118 |
| (6) 退職給付費用(千円) | 16,397 | 141,437 |
| (7) その他(千円)(注)3 | 6,625 | 10,825 |

(注) 1. 前事業年度は簡便法を採用しており、退職給付費用は「(1) 勤務費用」に計上しております。

2. 当事業年度の期首において、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更したことにより生じたものであり、一般管理費として一括費用処理しております。

3. 「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2) 割引率

| 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|
| | 0.99% |

(3) 期待運用収益率

| 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|
| | 0.5% |

(4) 数理計算上の差異の処理年数

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金 45,311 千円 | 賞与引当金 千円 |
| 退職給付引当金 36,768 千円 | 退職給付引当金 90,076 千円 |
| 役員退職慰労引当金 9,641 千円 | 役員退職慰労引当金 10,596 千円 |
| ゴルフ会員権評価損 3,231 千円 | ゴルフ会員権評価損 3,231 千円 |
| 貸倒引当金 6,216 千円 | 貸倒引当金 6,216 千円 |
| その他有価証券評価差額金 5,674 千円 | その他有価証券評価差額金 19,211 千円 |
| 投資有価証券評価損 3,002 千円 | 投資有価証券評価損 3,002 千円 |
| 未払広告宣伝費 29,217 千円 | 未払広告宣伝費 42,193 千円 |
| 投資損失引当金 31,950 千円 | 投資損失引当金 千円 |
| 資産除去債務 11,229 千円 | 資産除去債務 11,422 千円 |
| その他 18,184 千円 | その他 24,324 千円 |
| 繰延税金資産の合計 200,427 千円 | 繰延税金資産の合計 210,276 千円 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| 負ののれん償却額 28,908 千円 | 負ののれん償却額 千円 |
| その他有価証券評価差額金 48,445 千円 | その他有価証券評価差額金 471,745 千円 |
| その他 9,063 千円 | その他 7,770 千円 |
| 繰延税金負債の合計 86,417 千円 | 繰延税金負債の合計 479,516 千円 |
| 繰延税金資産の純額 114,009千円 | 繰延税金資産の純額 269,239千円 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |

| | | | |
|----------------------|-------|----------------------|-------|
| 法定実効税率 （調整） | 41.0% | 法定実効税率 （調整） | 38.0% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 8.1% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.9% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2.0% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2.4% |
| 住民税均等割等 | 0.5% | 住民税均等割等 | 0.4% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 4.1% | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | |
| 還付法人税等 | 2.7% | 還付法人税等 | |
| その他 | 1.1% | その他 | 0.6% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 47.9% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 40.5% |

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に変更しております。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日） | 当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日） |
|---------------------|---|---|
| 期首残高（千円） | 10,933 | 31,632 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額（千円） | 20,282 | |
| 時の経過による調整額（千円） | 416 | 543 |
| 期末残高（千円） | 31,632 | 32,175 |

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)
前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|------------|--------|--------------|-----------|--------------------|----------------------------|------------------|-----------|-------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 2.30% | 当社ファンドの募集取扱 役員の出向 4名 | 支払手数料の支払 (注2) | 3,450,056 | 未払手数料 | 181,880 |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|------------|--------|--------------|-----------|--------------------|-------------|------------------|-----------|-------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 岡三証券株式会社 | 東京都中央区 | 5,000,000 | 証券業 | 被所有 直接 2.30% | 当社ファンドの募集取扱 | 支払手数料の支払 (注2) | 3,109,435 | 未払手数料 | 201,400 |

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日) | | 当事業年度 (自 平成 24年 4月 1日 至 平成 25年 3月 31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,372円64銭 | 1株当たり純資産額 | 14,688円17銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 300円49銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 453円49銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) | (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日) |
| 当期純利益（千円） | 247,904 | 374,132 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | | |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 247,904 | 374,132 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 825,000 | 825,000 |

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------------------------------------|--------------|--------------|
| | (平成24年3月31日) | (平成25年3月31日) |
| 純資産の部の合計額（千円） | 11,032,429 | 12,117,745 |
| 純資産の部から控除する合計額（千円） | | |
| 普通株式に係る期末の純資産額（千円） | 11,032,429 | 12,117,745 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株） | 825,000 | 825,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表
中間貸借対照表

| 科 目 | 期 別 | 当中間会計期間 (平成25年9月30日) | |
|----------|-----|-------------------------|------------|
| | | 注記 番号 | 金 額 |
| (資産の部) | | | 千円 |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | | 7,553,633 |
| 有価証券 | | | 1,799,775 |
| 未収委託者報酬 | | | 914,976 |
| 未収運用受託報酬 | | | 7,540 |
| 未収投資助言報酬 | | | 13,506 |
| 繰延税金資産 | | | 31,071 |
| その他流動資産 | | | 54,291 |
| 流動資産合計 | | | 10,374,794 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | * 1 | 136,138 |
| 無形固定資産 | | | 5,664 |
| 投資その他の資産 | | | 3,808,801 |
| 投資有価証券 | | | 3,658,869 |
| その他 | | | 167,441 |
| 貸倒引当金 | | | 17,510 |
| 固定資産合計 | | | 3,950,604 |
| 資産合計 | | | 14,325,398 |

| | | |
|--------------|------------|--|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 6,436 | |
| 前受運用受託報酬 | 3,140 | |
| 未払金 | 577,345 | |
| 未払収益分配金 | 53 | |
| 未払償還金 | 3,795 | |
| 未払手数料 | 442,325 | |
| 未払事業所税 | 2,377 | |
| その他 | 128,794 | |
| 未払法人税等 | 244,643 | |
| その他流動負債 | 203,955 | |
| 流動負債合計 | 1,035,522 | |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 232,559 | |
| 役員退職慰労引当金 | 33,020 | |
| 繰延税金負債 | 373,197 | |
| 資産除去債務 | 32,452 | |
| その他固定負債 | 7,838 | |
| 固定負債合計 | 679,067 | |
| 負債合計 | 1,714,589 | |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | |
| 資本剰余金 | 566,500 | |
| 資本準備金 | 566,500 | |
| 利益剰余金 | 10,158,618 | |
| 利益準備金 | 179,830 | |
| その他利益剰余金 | 9,978,788 | |
| 別途積立金 | 5,718,662 | |
| 繰越利益剰余金 | 4,260,126 | |
| 株主資本合計 | 11,725,118 | |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 885,690 | |
| 評価・換算差額等合計 | 885,690 | |
| 純資産合計 | 12,610,808 | |
| 負債・純資産合計 | 14,325,398 | |

中間損益計算書

| 期 別 | 当中間会計期間 (自 平成 25年4月 1日 至 平成 25年9月30日) | |
|--------------|---|-----------|
| | 注記 番号 | 金 額 |
| 科 目 | | 千円 |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 6,020,517 |
| 運用受託報酬 | | 15,294 |
| 投資助言報酬 | | 7,520 |
| 営業収益計 | | 6,043,332 |
| 営業費用 | | 4,294,264 |
| 一般管理費 | * 1 | 1,082,572 |
| 営業利益 | | 666,495 |
| 営業外収益 | * 2 | 74,842 |
| 営業外費用 | | 276 |
| 経常利益 | | 741,061 |
| 特別利益 | | |
| 特別損失 | | |
| 税引前中間純利益 | | 741,061 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 240,617 |
| 法人税等調整額 | | 37,945 |
| 中間純利益 | | 462,497 |

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：千円）

| | |
|-----------|------------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | |
| 当中間期末残高 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 566,500 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | |
| 当中間期末残高 | 566,500 |
| 資本剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 566,500 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | |
| 当中間期末残高 | 566,500 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 179,830 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | |
| 当中間期末残高 | 179,830 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 5,718,662 |
| 当中間期変動額 | |
| 当中間期変動額合計 | |
| 当中間期末残高 | 5,718,662 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 3,830,629 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |
| 当中間期変動額合計 | 429,497 |
| 当中間期末残高 | 4,260,126 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 9,729,121 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |
| 当中間期変動額合計 | 429,497 |
| 当中間期末残高 | 10,158,618 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 11,295,621 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 当中間期変動額合計 | 429,497 |
| 当中間期末残高 | 11,725,118 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 822,124 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 63,565 |
| 当中間期変動額合計 | 63,565 |
| 当中間期末残高 | 885,690 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 822,124 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 63,565 |
| 当中間期変動額合計 | 63,565 |
| 当中間期末残高 | 885,690 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 12,117,745 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 33,000 |
| 中間純利益 | 462,497 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 63,565 |
| 当中間期変動額合計 | 493,063 |
| 当中間期末残高 | 12,610,808 |

[重要な会計方針]

| | |
|-----------------|---|
| 1．資産の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定） 時価のないもの ... 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）</p> |
| 2．固定資産の減価償却方法 | <p>有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 ... 8 ～ 15年 器具備品 ... 4 ～ 15年</p> <p>無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>3. 引当金の計上基準</p> | <p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。</p> |
| <p>4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。</p> |

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）

（*1）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、221,547千円であります。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. (*1)減価償却実施額

| | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 14,324千円 |
| 無形固定資産 | 400千円 |

2. (*2)営業外収益の主要なもの

| | |
|----------|----------|
| 有価証券利息 | 979千円 |
| 受取配当金 | 62,749千円 |
| 広告宣伝費負担金 | 10,000千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|-------|----------|----|----|----------|
| 普通株式 | 825,000株 | | | 825,000株 |

2. 配当に関する事項

平成25年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 33,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 40円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月26日 |

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|------------|-----------|----|
| (1)現金預金 | 7,553,633 | 7,553,633 | |
| (2)有価証券 | 1,799,775 | 1,799,775 | |
| (3)未収委託者報酬 | 914,976 | 914,976 | |
| (4)未収運用受託報酬 | 7,540 | 7,540 | |
| (5)投資有価証券 | 3,658,869 | 3,658,869 | |
| (6)親会社株式 | 1,668,744 | 1,668,744 | |
| (7)未払金（未払手数料） | 442,325 | 442,325 | |
| (8)未払法人税等 | 244,643 | 244,643 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金預金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、(7)未払金（未払手数料）、(8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券、(6)親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表計上額 |
|---------|------------|
| 非上場株式 | 549,100 |
| 長期差入保証金 | 138,216 |

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。また、長期差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

| 種類 | 中間貸借対 照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------------|----------------|-----------|-----------|
| 中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの | | | |
| (1) 株式 | 1,988,126 | 618,311 | 1,369,814 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 1,499,853 | 1,499,789 | 63 |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | 602,801 | 510,226 | 92,575 |
| 小計 | 4,090,780 | 2,628,327 | 1,462,453 |
| 中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの | | | |
| (1) 株式 | | | |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 299,922 | 299,942 | 20 |
| 社債 | | | |
| その他 | | | |
| (3) その他 | 518,841 | 608,109 | 89,268 |
| 小計 | 818,763 | 908,052 | 89,288 |
| 合計 | 4,909,543 | 3,536,379 | 1,373,164 |

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 549,100千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|----------|
| 当事業年度期首 | 32,175千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - 千円 |
| 時の経過による調整額 | 276千円 |
| 当中間会計期間末残高 | 32,452千円 |

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1株当たり純資産額 15,285円82銭

1株当たり中間純利益金額 560円60銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額（千円） 12,610,808

純資産の部から控除する合計額（千円）

普通株式に係る中間期末の純資産額（千円） 12,610,808

1株当たり純資産額の算定上に用いられた 825,000

中間期末の普通株式の数（株）

1株当たり中間純利益算定上の基礎

中間純利益金額（千円） 462,497

うち普通株主に帰属しない金額（千円）

普通株式に係る中間純利益金額（千円） 462,497

普通株式の期中平均株式数（株） 825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）「受託会社」

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成25年9月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成25年9月末日現在 | 事業の内容 |
|-------------|---------------------------|---------------------------------|
| 上光証券株式会社 | 500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社 SBI証券 | 47,937 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| 株式会社 千葉興業銀行 | 57,941 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

<訂正前>

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算
委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い
収益分配金の再投資
収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の
交付の取扱い
解約請求の受付、買取請求の受付・実行

<訂正後>

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算
委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い
収益分配金の再投資
収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付
の取扱い
解約請求の受付、買取請求の受付・実行

独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月6日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日経225インデックス・オープン」の平成25年7月9日から平成26年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「日経225インデックス・オープン」の平成26年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年7月9日から平成26年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。